

令和元年 天草市農業委員会第13回総会議事録

令和元年12月24日天草市役所本庁第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	12番	井島 安一 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	岩本隆二	係長	松本 馨
主 査	中山喜光	書記	山川裕輔
書 記	井上拓海		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第96号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第97号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第98号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第99号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第100号	非農地通知書交付申請について
日程第7		報告事項について

閉 会

開 議 午後1時55分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和元年天草市農業委員会第13回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆様こんにちは。師走のお忙しい中、お集まりいただき感謝致します。4月から新体制となりましたが、みなさんのご協力のおかげで大きな問題もなく新年を迎えることができそうです。今から先、高齢化、過疎化により農業者も減っていきます。農業委員会としてどのようなことができるのかを皆さんと一緒に考えていくことも大切と思います。来年もどうぞよろしくお願い致します。本日は全体で131件の案件がありますが、慎重に審議を進めていくようどうぞよろしくお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、全委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9番富崎委員、10番中村委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第96号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。本町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の田4,371㎡、畑27㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草支援学校から北へ0.1km、北東へ約0.1km、青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。亀場町の譲受人は亀場町の譲渡人より、亀場町の畑 68 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから西へ約 0.3 km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。亀場町の譲受人は亀場町の譲渡人より、亀場町の田 207 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから南西へ約 0.7 km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。佐伊津町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の畑 22 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草病院から北東へ約 0.1 km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 2 ページをお開きください。5番について説明します。下浦町の譲受人は熊本市南区の譲渡人より、下浦町の田 2,407 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南へ約 0.2 km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 6番について説明します。亀川町の譲受人は東京都杉並区の譲渡人

より、有明町の田 1,948 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した赤崎地区コミュニティセンターから東へ約 1.1 km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題は無いと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7 番について説明します。有明町の譲受人は東京都杉並区の譲渡人より、有明町の田 2,522 m²、畑 1,152 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した赤崎地区コミュニティセンターから東へ約 1.0 km、1.3 km、2.0 km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻、果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題は無いと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8 番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田 797 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所倉岳支所浦出張所から南東へ約 1.0 km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲、野菜を栽培される計画です。以上です。

○11 番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 3 ページをご覧ください。9 番について説明します。栖本町の譲受人は東京都文京区の譲渡人より、栖本町の田 1,305 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所栖本支所から南東へ約 0.5 km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。以上です。

○6 番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 10 番について説明します。五和町の譲受人は東京都世田谷区の譲渡人より、五和町の畑 418 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所五和支所から南へ約 0.5 km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が

現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○5 番（山下和弘君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、11 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 11 番について説明します。五和町の譲受人は横浜市港北区の譲渡人より、五和町の畑 492 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所五和支所から北西へ約 0.5 km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料を栽培される計画です。以上です。

○5 番（山下和弘君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 97 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 4 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑 60 m²を通路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから西へ約 0.3km、青色で着色した国道 266 線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になり

ます。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、通路として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されており始末書が提出されています。以上です。

○9番（富崎ますみ君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田1,468㎡、畑1,113㎡に植林し山林へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野保育所から南西へ約0.6km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しいため、スギ400本を植林し山林として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田261㎡を農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧五和西中学校から北へ約1.3km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続するため、また、農業用施設であるため例外的に許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅建替えに伴い新たに農業用倉庫が必要になったため、農業用倉庫1棟を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第98号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の5ページをお開きください。1番について説明します。転用者は浜崎町の個人で、浜崎町の畑398㎡に使用貸借権を設定し個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から南へ約0.1km、青色で着色した県道本渡芥北線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため住宅を1棟、2台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の4ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため始末書が提出されていま

す。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は熊本市中央区の個人で、本渡町の畑392㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した拓心高校から北西へ約0.4km、青色で着色した県道本渡苓北線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接する共同住宅の駐車場が不足しているため、16台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑424㎡を売買により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は

赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南へ約 0.4km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、家族が増え手狭になったため住宅 1 棟、倉庫 1 棟、庭、3 台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に建築されており、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4 番について説明します。転用者は熊本県葦北郡芦北町の法人で、有明町の畑 963 m²に地上権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から北へ約 0.1km、青色で着色した国道 324 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置し売電収入を得たいため太陽光パネル 336 枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の6ページをお開きください。5番について説明します。転用者は熊本県葦北郡芦北町の法人で、有明町の畑1,276㎡に地上権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置し売電収入を得たいため太陽光パネル360枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 6番について説明します。転用者は有明町の法人で、有明町の畑444㎡を売買により取得して通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧大楠小学校から東へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する養殖場への通路が狭く不便なため通路を整備し利用する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されており始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑93㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮田地区コミュニティセンターから北東へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地購入にあたり敷地が狭く不便なため住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており始末書が提出されております。以上です。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑60㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所栖本支所から南東へ約0.1km、青色で着色した

県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅に隣接するため、宅地として利用するため住宅 1 棟、3 台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○6 番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 7 ページをお開きください。9 番について説明します。転用者は新和町の法人で、新和町の田 3,220 m²を寄附により取得して寺院へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧大多尾小学校から北東へ約 0.1km、青色で着色した県道大多尾新合線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の寺が老朽化し、手狭で不便なため本堂 1 棟、47 台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○10 番（中村三千人君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 10番について説明します。転用者は福岡県糸島市の個人で、河浦町の田1,309㎡に地上権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所河浦支所新合出張所から南西へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電施設を設置し売電収入を得たいため太陽光パネル288枚を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○13番（野中幸廣君） 先日担当地区の推進員と一緒に現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第99号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第99号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の8ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が92件、再設定が10件、転貸が0件、合計103件で、筆数240筆、総面積が309,677.37㎡となっております。なお、8ページの所有権移転の計画（1件）につきましては、栖本町の個人が栖本町の田3,118㎡を熊本県農業公社から売買により取得する計画でございます。利用権設定に関しては、主に宮地岳町地域における80件、188筆、総面積250,163.37㎡を、農地中間管理機構を通じて新規設定された計画となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の6ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 100 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 63 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が 2 件、有明地域が 1 件、河浦地域が 1 件で合計 4 件。筆数は全体で 11 筆、面積は 11,279 m²となっております。現地確認を実施し、資料③の 7 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番から 3 番の地図です。黄色で着色した志柿町コミュニティセンターから南西へ約 0.3km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 4 番の地図です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約 0.7km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 5 番から 10 番の地図です。黄色で着色した旧浦和小学校から南西へ約 0.1km、北へ約 1.3 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が 11 番の地図です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから北へ約 2.0km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました 1 番から 11 番の件につきまして意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、1 番から 11 番全てを非農地とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、1 番から 11 番については非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 64 ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条関係許可不要転用届はありませんでした。第 5 条関係許可不要転用届は、1 件。携帯電話の鉄塔を建設するというものでした。令和元年天草市農業委員会第 12

回総会、議第 90 号農地法第 3 条 1 番について申請書の譲渡人の住所に誤りがあったと申し出がありました。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和元年天草市農業委員会第 13 回総会を閉会致します。

午後 3 時 20 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長

本田 実

署名委員

中村 三千人

署名委員

富崎 ますみ